

グループホームいきいき

重 要 事 項 説 明 書

作成日：2024年 4月 1日

1 事業運営主体概要

対象営業所の名称	グループホーム いきいき
運営法人の名称	株式会社オストジャパングループ
運営法人の代表者名	代表取締役 村上 睦
運営法人の所在地	札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号 Tel 011-896-5533 Fax 011-896-5577
併設の事業所	・指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型） デイサービスいきいき(グループホームいきいきプラタナス、ハマナス、モクレン内)
他の介護保険関連等の事業	・指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 デイサービスセンターいきいき栄 ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき栄 ・指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型） 共用デイいきいき栄(グループホームいきいき栄しらかば内) 《住所》札幌市東区北42条東5丁目3番1号 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 オストケアとよひら24 ・指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護とよひら ・指定（介護予防）訪問看護事業所 オストケア訪問看護とよひら ・指定（介護予防）通所介護事業所 オストケアデイサービスとよひら ・指定居宅介護支援事業所 オストケア介護相談センター ・サービス付き高齢者向け住宅 イオル美園 《住所》札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型） オストケアあつべつ24 ・指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護あつべつ ・指定（介護予防）訪問看護事業所 オストケア訪問看護とよひら 厚別出張所 ・指定（介護予防）通所介護事業所 オストケアデイサービスあつべつ ・サービス付き高齢者向け住宅 イオルもみじ台 《住所》札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号 ・イオル平和通り 《住所》札幌市白石区平和通1丁目南2-3 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（連携型） オストケア白石24 ・指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護白石

2 事業所概要

事業所の名称	グループホーム いきいき
事業所の目的	本事業は、要介護者及び要支援2であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
事業所の運営方針	・事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ・適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ・常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。
事業開始年月日	2014年10月1日
保険事業者指定番号	札幌市 事業者番号 第0190501304号
事業所の所在地等	札幌市白石区北郷9条3丁目3番1号 TEL 011-875-8011 FAX011-875-8013
敷地概要	敷地面積 1170.23 m ²
建物概要	構造 鉄筋コンクリート3階建(耐火構造) 延床面積 957.71 m ²
事業所の代表者	代表取締役 村上 睦
ユニットの管理者	ユニット名 プラタナス(1階) 石井 大暁 ユニット名 ハマナス (2階) 石井 大暁 ユニット名 モクレン (3階) 石井 大暁
ユニット数	3ユニット
居室の概要・入居定員	ユニット名 プラタナス 定員9人(個室9室) 設備 : 照明器具、防火カーテン、クローゼット、暖房 面積 : (全室) 11.07m ² ※クローゼットは除く ユニット名 ハマナス 定員9人(個室9室) 設備 : 照明器具、防火カーテン、クローゼット、暖房 面積 : (全室) 11.07m ² ※クローゼットは除く ユニット名 モクレン 定員9人(個室9名室) 設備 : 照明器具、防火カーテン、クローゼット、暖房 面積 : (全室) 11.07m ² ※クローゼットは除く
共用施設の概要	ユニット名 プラタナス 居間及び食堂 : 1 台所 : 1 トイレ : 3 小上がり : 1 浴室 : 1 洗面所 : 2 洗濯室 : 1 ユニット名 ハマナス 居間及び食堂 : 1 台所 : 1 トイレ : 3 小上がり : 1 浴室 : 1 洗面所 : 2 洗濯室 : 1 ユニット名 モクレン 居間及び食堂 : 1 台所 : 1 トイレ : 3 小上がり : 1 浴室 : 1 洗面所 : 2 洗濯室 : 1

	各ユニット共通 : エレベーター : 1 玄関 : 1
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知設備 スプリンクラー 消火器 避難器具 防火、排煙他設備 消防機関へ通報する火災報知設備
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社
交通の便	・地下鉄東西線「白石」駅 中央バス(白23) より乗り継ぎ 「北白石中学校」停留所より徒歩10分

3 職員体制

(1) 従業者の職種・員数

ユニット名 : プラタナス

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (ハマナス・モクレン・ ディサービス管理 者)			介護福祉士 介護支援専門員
計画作成担当者	1			1		介護支援専門員 介護福祉士
介護職員	8 以上		6 (ハマナス・モクレン・ ディサービス 介護職員)		2 (ハマナス・モク レン・ ディサービス介 護職員)	介護支援専門員 介護福祉士、他

ユニット名 : ハマナス

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (プラタナス・モクレン・ ディサービス管理 者)			介護福祉士 介護支援専門員
計画作成担当者	1		1 (介護職員)			介護福祉士
介護職員	8 以上		1 (計画作成担当者) 5 (プラタナス・モクレン・ ディサービス 介護職員)		2 (プラタナス・モ クレン・ ディサービス介 護職員)	介護支援専門員 介護福祉士、他

ユニット名 : モクレン

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (プラタナス・ハマ ナス・ ディサービス管理 者)			介護福祉士 介護支援専門員
計画作成担当者	1		1 (介護職員)			介護福祉士

介護職員	8 以上	1（計画作成担当者） 5（プラタナス・ハマナス・ デイサービス 介護職員）	2（プラタナス・ハマナス・ デイサービス介 護職員）	介護支援専門員 介護福祉士、他
------	---------	--	----------------------------------	--------------------

（２） 従業者の職務内容

従業者の職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者の事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らもサービス提供にあたる。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護職員	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

4 勤務体制（各ユニット共通）

管理者	日勤（８：４５～１７：４５） 月～金		
計画作成担当者 介護職員	昼間の体制（月～日）	日勤（ ８：４５～１７：４５） ３～４人	
	夜間の体制（月～日）	夜勤（１７：００～１０：００） １人	
看護職員	日勤（９：００～終了まで）１回/週 １人 ※看護職員は、委託契約している訪問看護事業所からの訪問です。		

5 サービス及び利用料等

（１）保険給付サービス及び利用料

食事の提供及び 介助・支援	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適切な介助のもとで提供する（食材料費は給付対象外）。 食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮する。
排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行う。おむつを使用される場合は必要に応じ随時交換する。
入浴（清拭）の提供 及び介助・支援	利用者の状況や希望に応じ、必要な回数の入浴または清拭を適切な介助のもとで提供する。
日常生活上の 機能訓練	日常生活の中での離床援助、屋外散歩同行、家事共同、レクリエーション、行事等により生活機能の維持・改善に努める。
健康管理等	訪問看護師が週１回、利用者のバイタルチェック等健康管理を行う。また、看護師との２４時間連絡体制を確保しており、必要に応じて医療機関（主治医）との連絡・調整を行う。
行政機関への 手続き・代行等	必要に応じて、郵便・証明書等の交付申請の代行などを行う。
相談・援助等	利用者または家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
その他、利用者の洗濯、清掃、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行う。	

※①基本利用料、②各種加算料金は、重要事項説明書（別表）をご覧ください。

（２）保険給付外サービス及び利用料等

※料金は、重要事項説明書（別表）をご覧ください。

6 入居にあたっての留意事項

外出・外泊	外泊・外出は前日までに申し出て下さい。
所持品現金等	貴重品の持参は紛失等の恐れがありますのでご遠慮下さい。 現金は3,000円以内でお願いします。
喫煙	他の入居者様の健康に配慮し、分煙を行っています。 煙草・ライター類は従業者が管理します。

7 非常災害対策

防火管理者	1階プラタナス 渡邊 陽一
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講ずる。
避難訓練	年2回実施（3月、9月）

8 協力医療機関

協力医療機関名	札幌おおぞらクリニック	高橋歯科医院	啓明歯科
所在地・連絡先	札幌市厚別区上野幌1条3丁目1-7 Tel 011-893-2323	札幌市厚別区厚別東1条6丁目2-11 Tel 011-897-8071	札幌市中央区南13条西22丁目2-10 Tel 011-521-3341
診療科目等	内科	歯科	歯科
協力内容	・日常の診療、治療、保健指導 ・必要時及び定期的な往診、健康診断 ・入院が必要となった場合の適切な医療機関の紹介 ・専門医療が必要な場合の適切な医療機関の紹介 ・休日夜間を含めた24時間連絡体制の確保と緊急時の対応 等	・日常の診療、治療、保健指導 ・必要時及び定期的な往診、健康診断 等	・日常の診療、治療、保健指導 ・必要時及び定期的な往診、健康診断 等

9 苦情相談機関等

ホーム苦情相談窓口	ユニット名（プラタナス） 管理者 石井 大暁 ユニット名（ハマナス） 管理者 石井 大暁 ユニット名（モクレン） 管理者 石井 大暁 TEL 011-875-8011 FAX 011-875-8013
苦情処理体制・流れ	1 利用者または家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係従業者からも事情を聞く。 2 問題点を把握し、管理者、計画作成担当者及び介護従業者等で解決策を検討・調整する。（必要に応じて検討会議を行う） 3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者および家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 随時点検を行い、再発防止に努める。

苦情申立て機関	○札幌市役所保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 TEL 011-211-2972 ・北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175 ・福祉サービス苦情相談センター 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 TEL 011-632-0550 ※その他、各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。
---------	---

10 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行う。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

11 その他の重要事項

秘密保持	緊急入院・離脱行為等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
衛生管理及び感染症予防等	・従業者は訪問の際、安全にサービスを提供するため、清潔の保持及び健康管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理を行う。
自己・外部評価	・定期的に（年1回）提供するサービスの自己評価を行い、また、外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。 ・直近の自己評価及び外部評価の結果は別添のとおり。
記録等の開示	・利用者及びその家族は、当該利用者の生活の様子及び体調等に関する記録を、事業者の営業時間内にその事業所内で閲覧することができる。また希望された場合には、その写しの交付を受けることができる。
身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。 ・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を原則禁止とする。 ・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明する。 ・身体的拘束等の適正化の為に委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
高齢者虐待防止のための措置	虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。 ・虐待の防止のための指針を整備する。 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。 ・利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。 ・事業所は、サービス提供中に、従業者または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。

	・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
業務継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
ハラスメント対策	事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われるサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為により従業員の就業環境が害されること及びすべての利用者様の生活環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。 ・従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方の研修を実施する。 ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等を開催し、同事案が発生しないための策を検討する。 【ハラスメント行為の例】 ・性的な話をする、必要もなく手や体を触る等の性的いやがらせ行為 ・侮辱的発言や人格否定、威圧的な態度、威嚇・脅迫等の精神的暴力行為 ・叩く、つねる、払いのける、物を投げつける等の身体的暴力行為 ・業務範囲を逸脱した過剰な要求、その他著しく常識を逸脱する行為等 ※ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった方の心身に悪影響を与えます。上記の様な行為があった場合、状況により介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。

年 月 日

(事業者) 所在地 : 札幌市厚別区厚別南 5 丁目 1 番 7 号
名 称 : 株式会社オストジャパングループ
代表取締役 村上 睦 (印)

(説明者) 所在地 : 札幌市白石区北郷 9 条 3 丁目 3 番 1 号
名 称 : グループホームいきいき
管理者 石井 大暁 (印)

私および利用者家族または身元引受人は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住 所 :
氏 名 : (印)

(利用者家族) 住 所 :
氏 名 : (印)
(続柄)

(身元引受人) 住 所 :

氏 名 :

印

(続柄

)

重要事項説明書（別表）

グループホームいきいき
2024年6月1日改訂

（１）保険給付サービス利用料

①基本単位数（１日当たり）

※１単位＝10.14円

	要介護等	単位数	介護保険利用者負担額		
			１割	２割	３割
介護予防 認知症対応型 共同生活介護費（Ⅱ）	要支援２	749 単位	759 円	1,519 円	2,278 円
認知症対応型 共同生活介護費（Ⅱ）	要介護１	753 単位	764 円	1,527 円	2,290 円
	要介護２	788 単位	799 円	1,598 円	2,397 円
	要介護３	812 単位	823 円	1,647 円	2,470 円
	要介護４	828 単位	840 円	1,679 円	2,519 円
	要介護５	845 単位	857 円	1,714 円	2,570 円

②各種加算（該当項目のみを算定）

加算の種類	内 容	単位数	介護保険利用者負担額		
			１割	２割	３割
医療連携体制加算（Ⅰ） ハ	事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を１名以上確保している事。	37 単位/１日	38 円	75 円	113 円
医療連携体制加算（Ⅱ）	医療連携体制加算（Ⅰ）のいずれかを算定しており、医療的ケアが必要な方が１名以上いる事。	5 単位/日	5 円	10 円	15 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算する。	22 単位/１日	23 円	45 円	67 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算する。	18 単位/１日	19 円	37 円	55 円
認知症専門 ケア加算（Ⅰ）	認知症日常生活自立度がⅢ以上の方（主治医意見書による）に加算する。	3 単位/１日	3 円	6 円	9 円
初期加算	入居日より30日以内に限り加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合も同様とする。	30 単位/１日	31 円	61 円	92 円
若年性認知症 利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合に加算する。	120 単位/１日	122 円	244 円	365 円
退居時相談 援助加算	退居後、居宅に戻る方に対し、居宅サービス等の相談援助を行なった場合に加算する。	1 回のみ 400 単位	406 円	812 円	1,217 円

看取り介護加算	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/1 日	73 円	146 円	219 円
	死亡日以前 4～30 日	144 単位/1 日	146 円	292 円	438 円
	死亡日前日及び前々日	1 日につき 680 単位	690 円	1,379 円	2,069 円
	死亡日	当日のみ 1,280 単位	1,298 円	2,596 円	3,894 円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に加算する。	30 単位/月	31 円	61 円	92 円
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に加算する。	30 単位/月	31 円	61 円	92 円
栄養スクリーニング加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定する。	5 単位/回 6 月に 1 回を限度	5 円	10 円	15 円
科学的介護推進体制加算	ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。	1 月につき 40 単位	41 円	82 円	122 円
介護職員 処遇改善加算	介護職員の処遇改善充当分として、1 ヶ月の利用合計単位数に 18.6%を上乗せして、1 ヶ月の利用料金を算出する。				

※介護保険料は、(1)の①・②の該当箇所の合計を 1 日分とし、毎月 1 日～末日までを 1 ヶ月分としてまとめて、下記の計算方法により算出し、その 1 割又は 2 割又は 3 割分を自己負担分として翌月にご請求させていただきます(法定代理受領サービス)。

※『サービス提供体制強化加算(Ⅰ)』と『サービス提供体制強化加算(Ⅱ)』は、サービス提供体制によって、それぞれいずれか一方の加算となります。『医療連携体制加算(Ⅱ)』についても、サービス提供体制によって加算されます。

介護保険料(10 割)の計算方法

$[(\text{利用単位数の合計} \times \text{日数}) \times 1.186(\text{処遇改善加算分})] \times 10.14(1 \text{ 単位当たりの単価})$

(2) 保険給付外サービス利用料

居室利用料(家賃)	月額 55,000 円 / 月額 36,000 円(生活保護の方)
食事の提供に係る 食材料費	月額 43,400 円(31 日分の場合)、42,000 円(30 日分の場合)、40,600 円(29 日分の場合)、39,200 円(28 日分の場合)(欠食の場合は 1 食単位で返金。朝食 430 円、昼食 430 円、おやつ 110 円、夕食 430 円)
光熱水費	月額 21,000 円
暖房費(10 月～4 月)	月額 1,000 円
管理費	月額 10,000 円

- 食事を提供しなかった場合の食材料費の取り扱い
事前にキャンセルの申し出を受け付けた分は、月額から1食単位の食材料費を差し引いた金額を請求する。
 - 月途中で入退居した場合の入退居月の取扱い
入居日数（入退居日含む）に応じて、基本料金、家賃、光熱水費及び暖房費は利用料を日額で計算し、入居日数を乗じた金額を請求する。食材料費は、食事を提供した分を1食単位で請求する。
 - 入院・外泊期間中の取扱い
入院または外泊の初日及び最終日を除き、光熱水費及び暖房費は請求しない。家賃は入院又は外泊期間中であっても請求する。
 - おむつ、リハビリパンツ等日常生活上必要な物、及び、内科・歯科の往診や他科受診等の医療・療養に係る費用については、自己負担とする。
- ※その他の個人の消耗品や嗜好品についても自己負担とする。